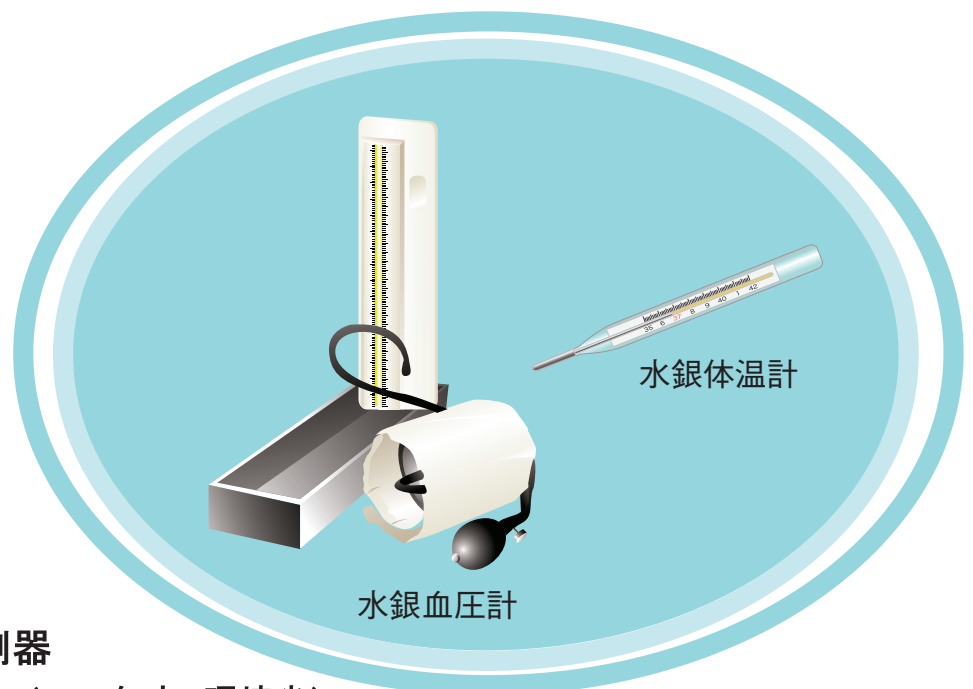
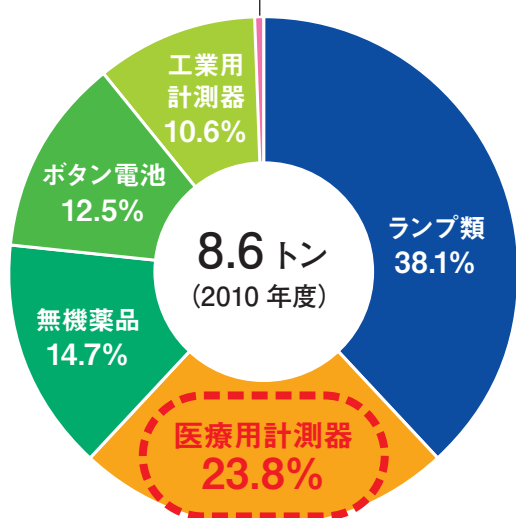


医療機関のみなさまへ

水俣条約および水銀汚染防止法等により、
特定水銀使用製品の製造・輸出入が原則禁止になります。

水銀血圧計・水銀体温計は、
2021年1月1日以降の製造・輸出入が禁止されます。

[水銀の用途]



国内水銀消費量の **約24%** が医療用計測器

出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度、環境省）

ご所有の水銀血圧計・水銀体温計は引き続き使用できますが、廃棄する際には、廃棄物処理法*1に従った対応が必要です。

ご不要となった水銀血圧計・水銀体温計については、処理費用の高騰や不適正な廃棄が懸念されることから、全国規模での短期間・集中的な回収が求められています。

環境省は、日本医師会等と連携し、水銀血圧計等の回収事業を全国で推進します。これにより、廃棄に必要な煩雑な手続きや費用が軽減されます。

*1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律



地域によっては、医師会による水銀血圧計・水銀体温計の回収事業が始まります。回収にご協力ください。



一般社団法人 日本医療機器産業連合会
JFMDA
The Japan Federation of
Medical Devices Associations

本リーフレットは、日本医師会と日本医療機器産業連合会が、環境省、厚生労働省、経済産業省と連携し、水銀血圧計・水銀体温計の適正処理を推進するために配布しています。

水俣条約ってどんな条約ですか？

- 水銀の人為的な排出等から人の健康及び環境を保護することを目的とする国際条約で、2013年10月に熊本県で採択されました。正式名称は「水銀に関する水俣条約」と言います。
- 水俣条約の採択を受け、2015年中に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」等が成立し、本法に基づく特定水銀使用製品に該当する水銀血圧計・水銀体温計は2021年1月1日以降の製造・輸出入が禁止となりました。

どうして水銀血圧計・水銀体温計の回収が必要なのですか？

- 水銀体温計には蛍光管で約200本分、水銀血圧計には約8,000本分の水銀が使用されています。国内で消費される水銀のおよそ4分の1が水銀血圧計等の医療用計測器です。(2010年度ベース)
- 医療機関には大量の水銀血圧計・水銀体温計が存在することから、将来的な不適正処理のリスクを低減するため、短期間、集中的に回収・処分することが求められています。
- 世界保健機関(WHO)は、水銀血圧計・水銀体温計の全廃を目指しています。日本医師会・日本医学会も、実地診療では新規の導入を行わないように自粛を求めています。また、日本高血圧学会は、水銀血圧計に代わり「医用の上腕式電子血圧計」を推奨しています。

水銀血圧計・水銀体温計はどのように廃棄すれば良いですか？

- 医師会等による回収が予定されている地域は、その仕組みをご活用ください。
- 医師会等による回収がない地域は、許可を得た産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に廃棄をご依頼ください。詳細は、地域の産業廃棄物担当の行政窓口にお問い合わせください。収集運搬業者、処分業者については産廃情報ネット(<http://www.sanpainet.or.jp/>)の「優良さんぱいナビ」などを活用し選定することができます。
- 水銀使用製品の不適正廃棄は、水銀の漏洩・拡散(大気や土壌等の汚染)や焼却炉の停止など、健康被害や経済損失につながります。また排出者責任を問われ処罰されますのでご注意ください。

どうして環境省は医師会と共に水銀血圧計等を回収するのですか？

- 医療機関で使用されていた水銀血圧計等は、産業廃棄物であり、排出事業者(医療機関)に処理責任があります。医師会は、医師の団体として、医師の倫理感に応えサポートする責務があります。
- 医師会が回収することにより、事業者選定などの煩雑な手続きが簡略化され、処分費用も大幅に抑えられます。今後、水銀使用製品の廃棄費用は、さらに高騰する懸念があります。

水銀血圧計の廃棄費用について教えてください

- 廃棄数量、地域、運搬業者等により異なりますので、産廃業者に見積りを依頼してください。単品で処分を委託した場合、運搬費用と処理費用を合わせて数万円程度になると言われています。
- 医師会が水銀血圧計等の回収事業を行う場合、廃棄費用は地域により異なりますが、¥1,000～¥5,000の見込みです。

参考ホームページおよび問合せ先

- 水銀廃棄物処理について
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
TEL:03-5501-3157
- 水銀血圧計等の回収事業について
日本医師会 <http://www.med.or.jp/doctor/report/004137.html>
地域医療第一課 TEL:03-3942-6137
※本事業の実施状況等については、ご所属の都道府県医師会へお問い合わせください。
- 水銀血圧計に関するQ&A
日本高血圧学会 <http://www.jpnsnsh.jp/topics/425.html>